

第 6 5 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成 2 8 年新潟県糸魚川市における大規模火災による被害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日に第 6 5 回の委員会を書面開催した旨報告する。

主なポイント

平成 2 8 年新潟県糸魚川市大規模火災により被災した新潟県糸魚川市に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市における被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法に基づき、1 2 月 2 7 日、当該市を供給区域とする東北電力株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可の申請がなされた。

○東北電力（2 件）

被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

当該認可申請を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可（計 2 件）を行うことに異存がない旨を回答した。

(参考) ガスの災害特別措置の認可について

被災した需要家に対するガスの災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施するため、平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日に糸魚川市ガスから、また、平成 2 9 年 1 月 5 日に糸魚川市に隣接する上越市を供給区域とする上越市ガスから経済産業大臣に認可の申請がなされた。

これらについて、いずれも申請のあった日に本委員会から関東経済産業局への事務委任の下で、当該認可を行うことに異存はない旨を回答した。